

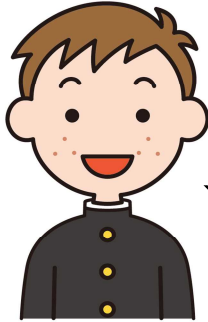
# 高校生の弟が成年の仲間入り！



## 地域見守り情報

弟 ユウ 高校生18才

高知県立消費生活センター 第211号



©KANAGAWA2013

お姉！ 18歳になったでえ！  
お姉は、去年の4月から成年年齢が18歳に引き下げられたが  
を知っちゅうかえー？ 僕も成年や！  
これから僕やち、自分でスマホの契約ができる。クレジットカード  
も作れるし、アパートの契約をして一人暮らしもできるがでえー。  
もう自分でなんでもできる。お姉と一緒にや。

姉 カナ 会社員 20歳

なに、言いゆうがでえ。  
18歳(成年)になってもできんこともあるきい。  
飲酒や喫煙・公営ギャンブルもできるようになるがは20歳か  
らで、あんたは、まだせられんがぞね。  
あんたは、成年になったら、「未成年者取消し」(注)ができん  
なることを知っちゅうかえー。  
これからは、成年を自覚して責任を持って行動しいよ。



©KANAGAWA2013

### ワンポイント

#### (注) 未成年者取消し

未成年者が契約するときは、親などの法定代理人の同意が必要とされており、その同意がない契約は原則として取り消すことができます。

#### 18歳からできることの例

- ◆ 保護者の同意なく契約できる。
  - ・携帯電話の契約
  - ・アパートの契約
  - ・ローンを組む
  - ・クレジットカードを作る など
- ◆ 公認会計士や司法書士などの国家資格の取得 など

#### 20歳にならないとできないことの例

- ◆ 飲酒
- ◆ 喫煙
- ◆ 競馬や競輪などの公営ギャンブル
- ◆ 養子をとること
- ◆ 国民年金保険料の納付義務 など

・困ったときは、すぐに市町村の窓口（消費者ホットライン「188(いやや)」番で最寄りの消費生活センター等につながります。）や消費生活センターに相談してください。